

第 5711 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月16日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ⇨ 遡増定期保険を活用した相続税対策

**Q**: 生命保険を使った相続税の直前対策はありませんか?

**A**: 遡増定期保険を活用する対策があります。

### 【解説】

生命保険を使った相続税の直前対策としては、次のような方法があります。

親が、次のような契約形態の生命保険の保険料を負担します。

保険料負担者、死亡保険金受取人=親  
保険契約者、被保険者=子

この場合、親が亡くなっても、被保険者は子供ですので、死亡保険金は当然支払われず、子供はその保険の権利(生命保険契約に関する権利(みなし相続財産)といいます)を相続することになります。

このときの保険は、遡増定期保険という保険を使います。この保険は、保険料は一定ですが、保険金が保険期間の経過に伴って遡増していきますので、保険期間の前半に将来の増加保障部分の保険料分が含まれていますことから、保険期間の前半で解約した場合の解約返戻金は低く、後半になると高くなるという性格を持っています。

このような保険であれば、相続直前に親が加入して、親が活着している間は親が保険料を支払い、親の相続開始後は子が保険料を払って、解約返戻率が高くなったら解約するということで、相続時の評価額を下げ、将来的に評価額よりかなり高い返戻金を受け取ることができます。

